

[事案 2019-166] 新契約無効請求

・令和2年3月6日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な説明等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年12月に銀行を募集代理店として契約した外貨建終身保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、パンフレットを使用して、貯金と一緒に、元本が保証される、死亡後の手続きが楽だと説明され、預金ほぼ全額を保険料に使った。
- (2) 初回の説明当日に3時間説得され、誰かに相談する猶予もなく契約した。
- (3) 契約者（申立人の夫）は契約翌日に自殺したが、契約時に募集人から、契約者以外でもクーリング・オフができることの説明がなかった。それを知っていればクーリング・オフしていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込時、募集人は申立人夫婦に対し、「商品パンフレット」等を用いて本契約の元本割れリスクなど諸リスクや、クーリング・オフ、保険金支払ができない場合の事例などを口頭で説明しており、申立人夫婦はそれらを理解したうえで申込みに至った。
- (2) 募集人は契約者に対し、持ち帰って検討するよう申し入れたものの、当日中に申込みたいと強い申出があったため、確認書を作成のうえ、当日申込みを受け付けた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な説明等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。